

国際遺伝子免疫薬学会倫理委員会会則

第 1 条 設置

一般社団法人国際遺伝子免疫薬学会に所属する臨床研究施設として医療機関は、遺伝子治療・免疫細胞療法、およびそれに関連する医療を行うにあたり、倫理面や安全管理について審査・評価することを目的に、国際遺伝子免疫薬学会倫理委員会（以下、「委員会」）を設置する。

第 2 条 委員会の職務

委員会は、国際遺伝子免疫薬学会に所属する臨床研究施設として医療機関の行う臨床研究や医療全般にわたり、その倫理的妥当性について審査を行うとともに、医療の実施状況、安全管理について評価を行う。

第 3 条 組織

1. 委員会は、医学・医療の専門家等自然科学の有識者、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者及び一般の立場を代表する者で構成し、男女両性で構成することとする。
2. 新規委員の任命は、委員会の決議により行う。
3. 全体の総数は特に定めないが、外部委員が半数以上を占める割合とする。

第 4 条 委員の任期

委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

第 5 条 委員長・副委員長

1. 委員会は、委員の互選により委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。
2. 委員長は委員会を招集し、その議長を務める。
3. 委員長不在の際は、副委員長がその職務を代行する。

第 6 条 委員会の開催

1. 委員会の定期開催は、委員の過半数の出席を必要とする。
2. 審査が急を要す場合は、委員長判断で、持ち回り審議とする。
3. 軽微な事項の審査について、委員長が指名する委員による迅速審査に付すことができる。委員長は、迅速審査の結果を次回の倫理審査委員会にて報告する。

第 7 条 審査

委員長は審査終了後速やかにその結果を文書によって、国際遺伝子免疫薬学会に所属する臨床研究施設として医療機関に報告する。

第 8 条 情報公開

国際遺伝子免疫薬学会に所属する臨床研究施設として医療機関は、倫理委員会の構成、議事録および審査結果をインターネットホームページ上に公開する。

第 9 条 事務局

委員会の事務局は一般社団法人国際遺伝子免疫薬学会東京事務局に置く。

第 10 条 規定の改廃

この規定の改廃には委員会の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

附則

1. 本委員会の個人情報の取り扱いについては、一般社団法人国際遺伝子免疫薬学会が定めるプライバシーポリシーに準ずる。
2. この規定は平成 29 年 2 月 1 日から施行する。